

新型コロナウイルス感染症が心配で受診を希望する人へ



発熱やせき・息切れ、強いだるさ(倦怠感)などの症状

があり、受診を希望する場合は、スムーズな受診と、病院のスタッフや、他の患者への感染を防ぐため、次のことをお願いします。

- 受診する前に、必ず医療機関に電話で相談し、指示を受けてください。



- 帰省した家族などが受診を希望する場合には、事前に医療機関に電話で相談するよう伝えてください。

一人一人が感染を防ぐための行動を心掛け、感染予防に努めましょう。

「市税の徴収猶予の特例制度」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急経済対策により「徴収猶予の特例制度」が創設されましたので概要をお知らせします。 問合せ 納税課 ☎33-4109

『徴収猶予の特例制度』の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

【対象者】

以下の①②いずれもの条件を満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。
(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請する人の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

【対象となる市税】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税などすべての市税が対象となります。これらのうち既に納期限が過ぎている未納の市税についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

(注) 令和2年2月1日より前に納期限が到来している市税は、対象にはなりません。

【申請手続等】

令和2年6月30日、または、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現金、預金の状況が分かる資料を提出してください。なお、提出が難しい場合は口頭で伺う場合もあります。